

という言葉を使っているか、それを理解することから始めよう。

大切なのは、家族に限定した個人的な倫理観の文脈で「死の義務」という言葉が使われていることである。家族の負担にならないために、病人は自分の死を引き受けなければならない。端的に言うとうち自己犠牲の精神から「死の義務」という概念が浮かび上がってくるわけである。傍線部前半「死の義務化」という問題については、そのあたりを答案の前半に書ければ出来ではないだろうか。

次に、傍線部後半「誰にでも妥当する当為として語られているわけではありませぬ」という箇所について考えてみよう。「当為」とは、「そうあるべきこと・そのようにすべきこと」つまり「目標」という意味である。傍線部後半を言い換えるなら、「誰にでも当てはまる目標ではない」ということになる。

このまま解答しても2点中1点はもたえるはずだが、傍線部の後(36〜40行目)にはハードウィッグの論が自己決定権に取り込まれる危険性があることが示されている。そう考えると、問題作成者としては、(一)の問題設定の意図として、ハードウィッグの「死の義務」という言葉は決して自己決定権推進の考えから発せられたものではないことを書いてほしいはずだ。問題文の要旨を踏まえ、ハードウィッグは純粋なヒューマニズムとして、「死の義務化」という言葉を用いたことが伝わる答案にしよう。

以上の点をまとめると、

●病人は、家族の負担を考えて、死を引き受けなければならぬ。それは自己犠牲の精神である。

●死の決定は、誰にでも当てはまる自己決定権によるものではなく、個人の人道主義的な意識からなされるものである。

この二点が大事なポイントとなるだろう。ただし字数に制限があ

るので、核心を逃がさないよう、言葉数を絞っていこう。

(三)

### 解答例

死は自らの選択によって決定できるという考え方と、他者のために死を受け入れざるを得ないという考え方では、発想が違うということ。

#### 採点基準 配点5点

ア 死の「権利」の説明(2点)

▽ハードウィッグが批判する「死の自己決定権」の発想として、死は自らの選択によって決定できるという点を示していること。

\*抽象的な説明になっている場合は不可。

(不可の例)「生についての権利を有するということ」など。

イ 死の「義務」の説明(2点)

▽ハードウィッグが唱える「死の義務」の発想として、他者のために死を受け入れなければならないという点を示していること。

ウ 両者の違いの説明(1点)

▽「アとイは違う」という説明がなく、ただの並列で終わっている場合は不可。

(可の例)「アとイは」基本となる考え方が違う」など。

(不可の例)「自分の死に対して決定権を持つ」という考え方と、家族のために死を受け入れざるを得ないという考え方」など。